

責任ある企業行動ガイドライン

宇宙技術開発株式会社

2025 年 7 月

はじめに

宇宙技術開発株式会社は宇宙開発利用の進展と共に歩み、社会の持続的発展に貢献する企業を目指しています。

そのために、法令遵守はもとより、社会の一員としての責任を果たすため「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」に積極的に取り組み、責任ある企業行動を実践します。

今般、宇宙技術開発株式会社が目指すサプライチェーンにおける責任ある企業行動の規範を「責任ある企業行動ガイドライン」として制定しました。

お取引先様およびお取引先様のサプライヤーにおかれましても本ガイドラインをご理解いただき、責任ある企業行動の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

目次

第一部 行動規範.....	1
1 法令・規則の厳守.....	1
2 人権・労働.....	1
(2-1) 強制的な労働の禁止	1
(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮.....	1
(2-3) 労働時間への配慮.....	1
(2-4) 適切な賃金と手当	1
(2-5) 非人道的な扱いの禁止	1
(2-6) 差別の禁止.....	2
(2-7) 労働者の権利	2
3 安全衛生	2
(3-1) 労働安全	2
(3-2) 緊急事態への備え.....	2
(3-3) 労働災害・労働疾病	2
(3-4) 産業衛生	2
(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮	2
(3-6) 機械装置の安全対策	3
(3-7) 施設の安全衛生	3
(3-8) 安全衛生のコミュニケーション	3
(3-9) 労働者の健康管理.....	3
4 環境保全	3
(4-1) 環境に関わる許認可と報告	3
(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	3
(4-3) 有害物質の大気への排出削減.....	3
(4-4) 水の管理	3
(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理.....	4
(4-6) 化学物質管理	4
(4-7) 製品に含有する化学物質の管理.....	4

5	公正取引・倫理	4
	(5-1) 腐敗禁止	4
	(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止.....	4
	(5-3) 適切な情報開示	4
	(5-4) 知的財産の尊重	4
	(5-5) 公正なビジネスの遂行	5
	(5-6) 通報者の保護.....	5
	(5-7) 責任ある鉱物調達.....	5
6	品質・安全管理	5
	(6-1) 品質管理	5
	(6-2) 製品の安全性の確保	5
	(6-3) 製品・サービス情報の提供	5
7	情報セキュリティ	6
	(7-1) サイバー攻撃に対する防御	6
	(7-2) 個人情報の保護	6
	(7-3) 機密情報の漏えい防止	6
	(7-4) セキュリティとプライバシーに配慮した製品・サービスの提供.....	6
	(7-5) セキュリティインシデントへの対応.....	6
	(7-6) サイバーセキュリティ経営ガイドラインへの対応.....	6
8	事業継続計画	6
	(8-1) 事業継続計画の策定	6
第二部 管理体制の構築.....		7
A	マネジメントシステム.....	7
B	サプライヤーの管理	7
C	輸出入管理.....	7
D	苦情処理プロセス	7
E	取り組み状況の開示	7

第一部 行動規範

1 法令・規則の厳守

日本国および事業を行う国／地域に適用される法令・規則および社会規範を遵守し、一人ひとりが社会人として良識を持って行動します。

2 人権・労働

法令等を遵守することのみならず、お互いの人権・人格・個性を尊重し、明るく開かれた差別のない労働環境の構築を行います。

(2-1) 強制的な労働の禁止

強制・拘束等によって得られた労働力を用いません。また、全ての従業員に就業を強制せず、従業員が雇用を自ら終了する権利を尊重します。

(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を労働させません。また、18歳未満の若年労働者を健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

(2-3) 労働時間への配慮

従業員を法令等で定められている限度を超えて労働させず、労働時間・休日を適切に管理します。

時間外勤務、休日勤務、特殊勤務が発生する場合には、労働組合との協定を遵守します。

また、たとえ法令および労働組合との協定で定められた範囲内であっても過度な労働時間とならないように努めます。

(2-4) 適切な賃金と手当

従業員の報酬に適用されるすべての法令等、ならびに社員就業規則を遵守します。

(2-5) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を行いません。

(2-6) 差別の禁止

人種、民族、国籍、社会的身分、門地、性別、障害の有無、健康状態、妊娠、結婚歴、思想、信条、宗教、職種や雇用形態の違い等に基づくすべての差別を行いません。

宗教上の習慣に係わる要望に対しては、公共の福祉や社会通念に反しない範囲において適切に配慮します。

(2-7) 労働者の権利

法令等を遵守し、団結権、団体交渉権等、労働者の権利を尊重します。

3 安全衛生

業務に伴う怪我や病気を最小限に抑えるよう、安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行います。

(3-1) 労働安全

労働安全に関する法令等を遵守すると共に、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段により安全確保に努めます。

特に、妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮を行います。

(3-2) 緊急事態への備え

人命・身体の安全を脅かす災害・事故などの緊急事態に備え、発生し得る緊急事態を特定・評価し、従業員および資産への被害を最小限に留めるため、緊急時の行動手順の作成、必要な設備の設置等を行うと共に、災害時に適切な行動がとれるよう、従業員に教育・訓練を行います。

(3-3) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

(3-4) 産業衛生

職場において生物的・科学的・物理的に有害な影響が従業員に及ぶ可能性がある場合は、リスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価し、労働災害・労働疾病に繋がらないよう適切な配慮を行います。

(3-6) 機械装置の安全対策

業務上使用する機械装置等を設置する場合は、安全上のリスクがないか特定・評価し、適切な安全対策を講じます。

(3-7) 施設の安全衛生

従業員の安全衛生を確保するため、施設や設備（トイレ、給湯室、空調設備、照明設備等）の整備を行います。また緊急時に備え、適切な非常口、避難路等を確保します。

(3-8) 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の危険について、適切な安全衛生情報を従業員に提供し教育・訓練を行います。

また従業員からの意見を安全で衛生的な作業環境構築にフィードバックする仕組みを構築します。

(3-9) 労働者の健康管理

全ての従業員に対し、健康診断など適切な健康管理を行います。

4 環境保全

関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮し、気候変動と環境に配慮した企業活動を行います。

(4-1) 環境に関わる許認可と報告

事業を実施する地域の法令等に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減に取り組みます。

(4-3) 有害物質の大気への排出削減

有害物質の大気排出が発生する場合は、関連する法令等を遵守し、排出を削減するための適切な対策を講じます。

(4-4) 水の管理

適切な節水に努めるとともに、工業廃水が発生する場合は関連する法令等を遵守し、水汚染を発生させる可能性のある汚染源の特定と適切な管理を実施します。また、発生する工業廃水については排出または廃棄する前に必要に応じて特性を示し、監視・制御・処理を実施します。

(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

関連する法令等を遵守し、適切な管理を行うことによりリデュース(削減)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)を推進することで資源の有効活用を図り、廃棄物の削減を行います。

(4-6) 化学物質管理

人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質を扱う場合には、法令等を遵守し、該当する化学物質等の特定・表示・管理を行い、安全な取扱・移動・保存・使用・リサイクルまたは再利用・廃棄が確実に実施されるよう管理します。

(4-7) 製品に含有する化学物質の管理

製品に含有する化学物質については、製品の仕向け国の法令等の規制、ならびに顧客要求事項を遵守します。

5 公正取引・倫理

自由・公正・透明な市場競争に基づく適正な取引を行い、法令遵守に留まらず、高い倫理感に基づき社会から信頼を得られる事業活動を行います。

(5-1) 腐敗禁止

贈収賄、過度な贈答・接待、腐敗、恐喝、および横領を一切行いません。

(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益の供与ならびに受領を禁止し、またそれに関わる約束、申し出、許可を提供または容認しません。

(5-3) 適切な情報開示

適用される法令等を遵守し、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、業績に関する情報を開示します。また、記録の改ざんや虚偽の情報開示を行いません。

(5-4) 知的財産の尊重

顧客やサプライヤーなどの第三者も含め知的財産権を尊重します。発明・著作物・営業秘密・技術上のノウハウ等、有形無形の財産的価値を持つものの移転は、知的財産が守られた形で行います。

(5-5) 公正なビジネスの遂行

下請法などを含む公正な取引に関する法令等を遵守します。公正な事業活動と公正な競争を行い、カルテル等の競争制限的合意・不公正な取引方法・不当な広告表示などの違法行為を行いません。

また、労務費の適切な価格転嫁に関わる指針に従い、優越的地位を濫用してサプライヤーに不利益を与える行為を行いません。

(5-6) 通報者の保護

「第一部 行動規範」への違反行為の通報に係る機密性ならびに通報を行った通報者の匿名性を護り、通報したことを理由に通報者が報復行為等の不利益な取り扱いを受けないように保護します。

(5-7) 責任ある鉱物調達

鉱物資源の調達を行う場合には、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金等の鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施します。

6 品質・安全管理

提供する製品やサービスの、品質ならびに安全性の確保を行います。

(6-1) 品質管理

製品・サービスの品質に関する法令等を遵守するのみならず、自らの品質基準と顧客要求事項を遵守します。

(6-2) 製品の安全性の確保

製品が法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

(6-3) 製品・サービス情報の提供

製品・サービスの品質と安全性に関する正確で誤解を与えない情報を製品・サービスの利用者に提供します。

7 情報セキュリティ

機密情報や個人情報を保護し、漏えいを防止するため情報セキュリティの強化を図ります。

(7-1) サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などの脅威に対する対策(特定・防御・検知・対応・復旧)を講じ、自社のみならず委託先等のサプライチェーンを含めて被害が生じないように管理を行います。

(7-2) 個人情報の保護

顧客、サプライヤー、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法令等を遵守し、適切に管理・保護します。

(7-3) 機密情報の漏えい防止

自社のみならず顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護し、情報漏えいを防止します。そのためのマネジメントシステムを構築し、従業員に教育・訓練を実施します。

(7-4) セキュリティとプライバシーに配慮した製品・サービスの提供

データの機密性、完全性、可用性を満たし、プライバシー保護に配慮した製品・サービスを提供します。

(7-5) セキュリティインシデントへの対応

サプライヤーを含め、セキュリティインシデントが発生した場合には速やかにステークホルダーに連絡のうえ、原因を特定し被害の拡大を防ぐとともに再発防止策を講じます。

(7-6) サイバーセキュリティ経営ガイドラインへの対応

経済産業省発行の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」に準じ、以下の活動を実施します。

- ① 経営者がリーダーシップをとったセキュリティ対策の推進
- ② サプライチェーンセキュリティ対策の推進
- ③ ステークホルダーを含めた関係者とのコミュニケーションの推進

8 事業継続計画

火事・地震、重大なセキュリティ事故、感染症の流行等により事業活動を阻害する事態が生じた場合にも事業活動を継続出来るよう準備を行います。

(8-1) 事業継続計画の策定

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定します。

第二部 管理体制の構築

A マネジメントシステム

「第一部 行動規範」を実現するためにマネジメントシステムを構築します。

B サプライヤーの管理

「第一部 行動規範」をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築します。

C 輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、適切な輸出入手続きを行う管理体制を構築します。

D 苦情処理プロセス

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、従業員やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築します。

E 取り組み状況の開示

「第一部 行動規範」に対する取り組み状況について情報開示を行う仕組みを構築します。

おわりに

- ・ 本ガイドラインは一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)が2023年3月に公開した「責任ある企業行動ガイドライン(Ver.1.1)」を参考とし、当社独自の考えに基づき作成したものです。
- ・ 本ガイドラインは、社会情勢の変化等により必要に応じて改訂する場合があります。

著作：宇宙技術開発株式会社

発行：宇宙技術開発株式会社

〒164-0001 東京都中野区中野 5-62-1

お問い合わせ先： 責任ある企業行動ガイドライン窓口
sustainability_inquiry@sed.co.jp

発行履歴： 2025 年 7 月 初版

著作権

Copyright SED(Space Engineering Development Co., Ltd.) All Rights Reserved.

本ガイドラインの一部又は全部を宇宙技術開発株式会社の許可なく複写することはできません。